

第31回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成26年5月12日（月）15:00～16:03

2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、福岡内閣府大臣政務官

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、舘規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官、三浦参事官、大熊参事官

4. 議題：

（開会）

1. 創業・IT等ワーキング・グループからの報告（ダンスに係る風営法規制の見直し）
2. ビックデータ・ビジネスの普及について
3. 「規制改革ホットライン」について

（閉会）

5. 議事概要：

○岡議長 定刻になりましたので第31回規制改革会議を開会いたします。

本日、委員の方は全員御出席でございます。甘利大臣は公務の関係で御欠席でございます。

それでは、初めに稲田大臣から御挨拶をお願いいたします。

○稲田大臣

本日は第31回の規制改革本会議ということでございます。日頃より委員の先生方には、この規制改革について精力的に御議論いただいていることに大変感謝をいたします。また、今日は福岡大臣政務官にもお越しをいただいております。

今日はダンスに係る風営法規制の見直しについて、創業・IT等ワーキング・グループから報告がございます。ダンスの営業の規制については基準の明確化等の要望が寄せられておりまして、先日も大阪地裁で無罪判決が出されているところでございます。健全なダンス関連産業の発展等の観点から、当会議としての意見の取りまとめに向けて御審議をお願いしたいと考えております。

また、ビックデータ・ビジネスの普及について、検討状況の御報告をお聞きすることにしております。本件は昨年の答申に盛り込まれ、重点的フォローアップ事項にも位置付け

られているところがございます。大きな市場規模を持つビックデータの利活用によって経済活性化を実現することは、我が国の成長戦略の重要な柱であり、必要な見直しが行われるよう、引き続き御議論をいただきたいと思っております。

本日も先生方、委員各位の建設的で自由闊達な忌憚のない御議論をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、報道関係の皆様方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 それでは、これより議事に入ります。

議題1は、創業・IT等ワーキング・グループより、ダンスに係る風営法規制の見直しについての検討を踏まえ、当会議として意見を表明したい旨の御提案がありましたので、御審議いただき、取りまとめれば警察庁に提言したいと思っております。

それでは、座長の安念委員から御説明をお願いいたします。

○安念委員 では、御説明いたします。

まず問題の背景をざっと御理解いただくほうが早いと思っております。

風営法2条の1号、2号、3号、4号がダンスに関わるものでありまして、この定義、規定に該当するものがいずれも風俗営業なのですが、この1号から4号は非常に奇妙な規定のされ方になっておりまして、まず第1号はダンスをさせ、接待して飲食。2号は接待＋飲食。3号はダンス＋飲食。4号はダンスを教授するものとなっております。1号、2号、3号は前後に掲げるものは除くというふうになっておるのですけれども、非常に奇妙な規定の仕方となっております。つまり論理的な包含関係が、なぜこういう規定の仕方にしたのかよくわからないのです。これはしかし既定の仕方として奇妙だなという話です。

もっと重大な問題は、第1にダンスという切り口で1号から4号までの風俗営業が定義されているにもかかわらず、ダンスの定義がどこにもない。ダンスそのものの定義がどこにもないということがございます。

第2、これらの1号から4号いずれも風俗営業となりますので、風俗営業となりますと法律上、まず例えば中の様子が外から見えないように目隠しをしろとか、未成年者を入れてはいけないとか、さらに条例の規定にも関わることでございますが、深夜営業ができない。せいぜい午前1時までであるといったような規制がかかることとなります。さらに、これは法律そのものの否定ではございませんが、風俗営業というふうに名がつきますと、どうも余り世間の聞こえがよろしくない。そこで銀行からお金を借りる等の場合もなかなか難しいことになって、優良な資本がなかなか導入されないといったこともあると聞いております。

そこで意見でございます。資料1でございます。当ワーキングで大分検討してまいりましたが、つまりこういうことでございます。1号、2号の接待つきは、とりあえず括弧に

置いておこう。

3号が最近流行のクラブというものがこれに含まれるわけですが、接待ではありません。ダンスをさせて飲食もさせるという営業でございます。端的に申しますと、(1)のナイトクラブ等については「従って」という一番下のパラグラフを御覧ください。これが私どものワーキングの結論でございます。3号営業については風俗営業から除外した上で、深夜営業を可能とし、騒音等の各種問題に対して有効に対応できる新たな規制を導入すべきであるというものです。

今までも3号営業については例えば客が騒ぐとか、飲酒の上でのトラブルがあるとか、さらには甚だしいのは薬物の授受があるとか、ごみを散らかすという話だったのですが、考えてみますとこれらは別にダンスだからそうだというのではなくて、それはそれとして規制すればよろしい話ですので、今でも飲食業について深夜営業の規制は別にございますから、3号はとにかく風俗営業から除外していただいて、必要な規制は規制として行おうという考え方でございます。

(2)はダンス教室、ダンスイベントですが、これらは1号から3号のようなものとは全然違うのですが、4号によって風俗営業から除外されているダンス教室はかなり要件が厳しくなっておりまして、健全なダンス教室やダンスイベント等でも、例えば風俗営業に当たるのではないかとして、公民館等の公的な施設が借りられないといったようなことがあると聞いております。

そこで2ページ目を御覧いただきまして、ここも上から5行目の「従って」でございますが、4号営業は風俗営業から除外するとともに、3号営業のうち、深夜以外の時間帯での営業に係る規制については、必要最小限とすべきであるというものでございます。

次の(3)はいわば条文の整理でございます。2条の1号と2号は入れ子の関係と申しますか、2号の括弧内を除いて、括弧の外の言葉だけを見ますと1号を全部包含する形になっておりますので、1号営業は2号営業に含めて条文を整備してはいかかかという趣旨でございます。

以上でございます。

○岡議長 大変わかりやすい御説明をありがとうございました。それでは、この後、皆さんから御意見、御質問があればと思います。

○大崎委員 1点、質問なのですが、若干興味本位で質問してしまって申し訳ないのですが、このダンスという概念には例えばクラシックバレエは含まれないのですか。それともクラシックバレエのほうは、こちらの政令で定めるダンスの教授に関する講習を受け云々かんぬんで除外されているのですか。

○安念委員 ダンスそのものの定義は、例えばクラシックバレエを含むかどうかも含めて、政令でも法律本体でも一切定義されておられません。そこで結局は取締当局が心の中でどう思っているかということになるのですが、これは基本的には男女がペアとなって、享樂的

な雰囲気醸し出すものがダンスであると定義されていると聞いております。ただし、これは法令に基づく定義ではなくて、取締り当局がありていと言え踏み込むかどうかを決めるときの内規のようなものでございます。

○大崎委員 もう一個だけ確認なのですけれども、そうすると政令で定める報酬等々というの、余り詳しくは定義はないのですか。

○安念委員 政令で定めるといのは、どういう団体なら規制の枠外だという、そちらのほうを決めているので、ダンスの定義を決めているのではございません。

○岡議長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。佐久間さん、お願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

この考え方に異論はございません。

1点教えていただければということです。例えば1枚目、ナイトクラブ等についてということで、従って3号営業云々。この騒音等の各種問題に対して有効に対応できる新たな規制ということに触れておられますが、ここは具体的にどういうことをイメージされているのか教えていただければと思います。

○安念委員 ありがとうございます。

ワーキングでそれほど詰めた議論をしたわけではございませんが、他のこの種の騒音を発する規制の施設の規制というのは大体同じことではございまして、中がどれだけうるさくたっていいのです。それは好きで来ているのですから、うるさいのが好きという人が来ているのですから全然構わない。例えばそれを外壁から何メートルのところでは何ホンとか何デシベルとか、それ以下にしると。それも明るいときはある程度うるさくてもいいけれども、だんだんグラデーションをつけていくとか、そういう規制をすればすることになると思います。

○岡議長 佐久間さん、よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

それでは、本件を本会議の意見として警察庁にお示しすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、議題2に移ります。ビッグデータ・ビジネスの普及について、まず事務局から、IT総合戦略本部における検討状況について説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、資料2、横紙でございまして。こちらに沿いまして検討状況について御報告いたします。

こちらの資料は、5月8日の第23回創業・IT等ワーキング・グループで配付された資料の抜粋でございまして。表題がパーソナルデータに関する検討会ということで、こちらは

内閣官房に置かれております IT 総合戦略室で、パーソナルデータに関して議論されていたということなので、その検討状況について御報告したいと思っております。

1 ページ、パーソナルデータというのは、いわゆる個人情報などのデータの取扱いということなのですが、背景といたしましてはそこにありますとおり、今日御議論いただくまさにビックデータ・ビジネスの普及という観点で、従前なかなか技術等の状況によって活用が難しかったものが、今、技術の進展に伴って活用が可能となってきたということ。今回、このパーソナルデータで問題になっているのは、個人情報保護法という法律が今から 10 年くらい前にできているのですが、その当時では想定もされていなかったようなデータの活用がされているということが問題意識としてございます。

また、国民のプライバシー意識の変化あるいは事業者のほうでも現行の個人情報保護法を守っていたとしても、事業のやり方によってはプライバシーの問題ということで批判があるということが背景にございます。

こういった背景を受けまして昨年 12 月、1 ページの右下に IT 総合戦略本部決定ということで制度見直し方針が決まっております。こちらでは今申し上げたような時代の変化を踏まえながら、ビックデータ、パーソナルデータについてしっかり活用を進めようというのが基本的な方針の核でございます。

方向性は大きく 2 点ございまして、1 点目の 1 つ目はビックデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直しということで、問題となりますのは現在の個人情報保護法というものは、個人が識別できる情報が個人情報だと。しかも容易に照合ができるものも含まますという定義になっておりますので、容易照合性といいますけれども、技術が進展することによって照合が不可能だったものがどんどん可能になっているということで、グレーゾーンといいます、なかなかどこまで個人情報を保護すべきかというのがわかりづらくなってございます。その明確化をすべきだということ。

2 つ目は、そういったデータの利活用ということで、個人データを加工して個人が特定される可能性を減らしていけばいろいろ活用できるだろうということで、そういった類型についても議論すべきではないかということ。

3 つ目のセンシティブデータというのは、信条ですとか人種といった機微にわたるような情報については、しっかりと保護すべきではないかということでございます。

「2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し」ということで、こちらにつきましてもプライバシー意識の変化などに対応した形で、データの保護と利活用のバランスをとりましょうということでございます。具体的な方向性としては、独立した第三者期間の体制を整備しようということでございます。ここまですべてが現在決まっている方針でございます。

今後のスケジュールでございしますが、今年 6 月に大綱ということで、こういった個人情報関係の法律の見直しについて議論した、方向性を決めるということでそれが大綱でござ

います。それを受けまして来年1月から始まる通常国会に関連する法案を提出するというのが、現在のスケジュールになってございます。

2ページ、そのパーソナルデータに関する検討会でございますが、座長が東京大学の宇賀先生です。右下にあるようなメンバーということで、本規制改革会議の委員の関係で言いますと上から3人目に金丸先生、中ほどに滝先生がこの検討会のメンバーになっておられるということです。

3ページ、6月の大綱策定に向けた基本的な考え方でございますが、上段のほうは事業者側の課題やニーズをまとめたものでございます。端的に申しますと1番目にありますとおり、先ほども申し上げました現在の個人情報保護法というのは、個人情報の定義がはっきりしていないということなので、そういった明確化あるいは事業者の義務、取扱いルールを明確化すべきだということが大きなところでございます。

下段の消費者の意識でございますが、各種意識調査を概括的に報告されておりますけれども、①にありますとおりビックデータの活用ということで4割弱の方が期待と不安が同じぐらい。1割強が不安が期待より大きい。3割弱が不安が期待よりやや大きいということで、いろいろまちまちだということでもあります。

②にありますとおり、自分のデータが使われる抵抗感は情報の種類によって違う。例えば、自分の画像ということでは9割弱の方が抵抗感があるということですが、食品・衣料品など日常の購買履歴については4割強ということでございます。データについては絶対使ってはいけないということではなくて、どういったデータを使うのか、あるいはどういった使われ方をするのかということで、消費者の意識が様々あるということでございます。

4ページ、6月の大綱に向けた考え方ということで①から⑤がありますけれども、当会議との関係で特に重要なのは①です。まさに個人の権利利益を保護しつつ、パーソナルデータを利活用することを促進するため、個人情報やそういった個人の特定可能性を提言したデータの定義の明確化あるいはそれに取り扱う事業者のルールということかと思えます。

5ページ目がパーソナルデータ検討会のこれまでの検討、今後のスケジュールということで、6月に大綱をまとめてパブリックコメントにかけるということでございます。

6ページ目以降、このパーソナルデータ検討会の資料の抜粋で参考資料1でございますが、7ページ目に今、申し上げましたけれども、データについて積極的に利活用すること、新ビジネス、新サービスの創出、既存産業の活性化ということで成長戦略の1つの柱でございます。

「しかしながら」ということで先ほど申し上げましたけれども、2行目、個人情報保護法制当時には実現が困難であった方法により、いろいろな個人情報の識別が行われるようになってきており、そうするとどこまでが個人情報なのかということがはっきりしない、いわゆるグレーゾーンが拡大しているということ。2行飛ばしまして消費者の不安が顕在化しているということで、事業者のほうでもなかなかデータが使いづらい状況になってお

るということです。

下のポツにありますとおり、個人情報、プライバシーの保護について消費者の理解を得つつ、データを積極的に利活用することを可能にする新たな制度が必要ではないかということで、法的整備までいらずに議論されているということでございます。

8 ページ目は項目別の対処方針なのですが、1 枚おめくりいただいて最後の 9 ページ目で御説明したいと思います。

図で、現状が上半分です。現在の個人情報保護法の考え方は、個人情報というものと個人情報でないもの、すなわち非個人情報の 2 分法でございます。個人情報については氏名、住所、顔の画像などが含まれます。グレーゾーンが広がっているということなのですが、具体的なグレーゾーンの範囲に入るものとしては、例えば携帯端末の ID。ID そのものは数字ですから、直接個人は識別できませんけれども、では個人情報と全く関係がないのかというと、なかなかこれは難しい領域のデータと思われまして。メールアドレスもそれに類するものでございます。

ということで下半分、今回の制度見直しということで、現在、IT 事務局で考えられている案がこちらでございます。個人情報と非個人情報に加えて幾つかデータの類型を増やそうとしております。

まず右下の緑の図ですけれども、(仮称) 準個人情報ということで、先ほど申し上げた端末の ID、メールアドレスのように特定個人を識別するものではないけれども、個人の利益侵害の可能性があるものを、そういった類型をつくって一定の規制をしようというものが 1 つ。

右上の紫の部分ですが、個人特定性低減データということで、こちらはさらに外側ということなのですが、特定の個人が識別される可能性を低減すれば、いろいろ利活用が進むのではないかとこの類型をつくらうということでございます。

最後に左下ですけれども、オレンジの機微情報ということで信条、人種といった個人情報の一部として非常に扱いをしっかりとしなければいけないものがある。こういうものを類型化しましょうということでございます。

検討状況は以上ですけれども、ワーキングでも御議論いただきましたが、新たな類型をつくることによって今でも個人情報がどこまでかというのはわかりづらいのですが、さらにわかりづらくなって、実際の利活用がしっかり進むのかという御懸念などが示されてございます。

なお、創業・IT 等ワーキングで出た議論を簡単に御紹介いたしますと、まず事業者、特にこういったインターネット関連の事業を進められている方に御意見を伺ったところ、今、御説明した準個人情報、今は個人情報ではないのですけれども、新たな類型で準が入るとのことなのですが、これは規制強化なのではないか。こういった類型を本当につくる必要があるのか。そもそも利活用を進めることが今回の検討の出発点ですよねといった議論

ですとか、先ほど御紹介した紫の個人特定性低減データについては当然、特定性を低めるということをするれば個人情報でなくなって問題ないのですけれども、データの有用性という観点ではベクトルが逆なので、さらに提言の仕方によっては事業者の負担も相当重くなるので、そういったことにも留意してほしいという御意見をいただきました。

また、各委員の方々からは今、いろいろ御説明した新しい情報について一体どういう哲学なんだということですか、例えば個人特定性低減データというものは非個人情報と違うのか、あるいはそれで新しいカテゴリをつくるのは何のためとか、そういった御疑問が出されているところがございます。

パーソナルデータあるいはビックデータ・ビジネスに係る検討状況は、以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればお願いします。

長谷川さん、どうぞ。

○長谷川委員 今回の御説明の中で個人特定性が低まると有用性が高くなる、あるいは逆に個人特定性が高まると有用データ性が高まる。そのところの相関関係をちょっと。

○柿原参事官 御説明いたします。

例えば昨年一時いろいろ議論があった、鉄道事業者が自分の鉄道を使ってくれた乗客のいろいろな履歴、どこの駅でいつ乗って、どこの駅でいつ降りたといった情報について、それはもちろんそういったカードを持っていると、事業者の中では誰のデータかわかるようになっているのですが、そのうち必要な情報をカットして、誰のどういう人なんだという情報を全部消して、別の事業者にこういうものを乗客情報として使ってくださいというサービスをやろうとしたことがあって、あるいはやっていて、それが問題だという議論がありました。

そのときの例でいいますと、例えば問題にならないようにするためにはデータをどんどん削除してしまえばいいわけです。例えば何月何日にある駅で乗った人というデータとして、その人に例えば属性がついているわけです。例えば男性か女性か、あるいはその人の年齢が何歳ぐらいかとか、幾つかの履歴にくっつくような情報があって、それを全部削除してしまえば、単にある駅で乗って、ある駅で降りたという数のデータになってしまうので、それは多分活用できなくはないでしょうけれども、余り役に立たない。例えばそれが男性が多いのか、どういう年齢の人が多いのかというセットになれば、その分、特定性は若干高まりますけれども、どういったお客さんの層がどういう駅をいつ利用しているかがわかるといったようなことで、データの特定性を低減するほど、データを利活用するという意味ではなかなか使いづらくなるということがございます。

○岡議長 林さん、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

この問題については、いろいろな場所で議論されていると思うのですが、健康・医療ワーキングでも医療情報の ICT 活用を議論しておりまして、4月の会議のときに厚労省から今日、御紹介いただいた議論の進展を見守って、それとともに施策を進めていくという御説明をいただいております。

4月の会議のときに私どもからは、かねてより必要性が言われている医療情報の利活用が普及するためには、まず個人、本人がそれを利用することによるメリットが、いかにあるかをアピールしていくことが必要であって、それがなくなかなか普及しないのではないかということを示しました。

本日の資料2の3ページのところにも、「消費者の意識」の④に、診療情報の活用については8割弱が条件によっては許容できるということが書かれております。今後、この個人情報取り扱いについて政府全体で議論されるときには、そういった自分自身が個人情報を活用できるメリットというものをアピールして進めていただければよろしいのではないかと考えております。

○岡議長 滝さん、どうぞ。

○滝委員 同じ意見なのですが、ここが利活用において日本が特に遅れているのですけれども、国民的な利便性あるいはそれに絡むクラウド絡みのベンチャー等のビジネスの規模はポテンシャルが物すごく高い領域です。今、お話があったように具体的な成功事例が外国にあるわけで、それを徹底的に調査して、こういうメリットがあるというようなことをわかりやすく説明してくれという発言をしているのですが、今回の4つに分ける話も現時点、確かにこのような分かれ方があるのかもしれませんが、かえって複雑になる。使われ始めて利便性等の関係とか、ビジネスが大きくなると今度はセキュリティも上げることもできるわけで、国家的にセキュリティが上がってくるとまた利便性も増すような相乗効果もある中で、余り複雑にするということに関して賛成しがたいわけでございます。ヨーロッパ方式もあるのでしょうけれども、産業革命的な領域なものですから、私はアメリカ方式は非常におもしろいと思っています。問題があったら訴訟する、そしてお互いの問題を提起して和解するというのはおかしいかもしれませんが、非常に革命的なポテンシャルのある領域は、そんな方法以外になかなかうまい方法はないのかなとも思うわけでございます。

この時点でこうやって分けていくことによって、我々は法学的な面で素人であり、それに微妙な違いが出て、意見が出てくるようなこともネガティブに期待される場所があって、余り今の段階では区分けすべきではないのではないかとこの意見を持っております。

○岡議長 金丸さん、どうぞ。

○金丸委員 ちょっと言いわけをさせていただきたいのですけれども、このメンバーの中に私と滝委員が入ってしまっていて、本来、私もこの分野はどちらかというと専門に近いものですから、ここで物を申していなければいけないのですが、ずっとこれまで農業ワーキン

グ・グループのスケジュールとほぼ重なりまして、滝さんからはこちらのほうもたまには出てよとおっしゃるのですけれども、座長として欠席するのもどうかということで農業のほうにのめり込んでいたために今、こんな現状になっているようです。私はどちらかという一番最初のこの会議で申し上げたのですけれども、51対49でもいいので利活用に軸足を置いたほうがいいのではないかと。だけれども、一方でそれが7対3とか8対2ではだめですよということ、そのFTC3原則というか、米国のプラスアルファ、アルファというのは多少日本ぽくということ、このメンバーを見ていただければおわかりのとおり、相当この分野の研究をなさっておられる方々が大半でして、経済界というか利活用を訴える側は経団連、経済同友会、私と滝さんということで、私はほぼ戦力に現在までなっておりませんので、そうすると結構厳しい方向性ではないか。

私は個人情報の分類が新たに加わることについては、これは切りがないことなので、何分類、何分類、何分類というのは結構技術革新もあり今後変わってきますので、より複雑にするのではないかと考えていて、できればもう少しシンプルにして割り切ることが必要ではないか。

ただ、何でこんな複雑な方向性になっているかということ、いろいろな方々の期待が技術で何とかしてくれるのではないかと。ある技術を使ってここまで特定化を軽減すれば以降、使っていていいよということ、ある技術を駆使して本人が特定できないかということ、技術ワーキングみたいところで検討があったのですけれども、それを技術屋に問われて絶対特定不可能な技術というものを求められたら、それはありませんとしか言いようがなく、しかもそれはその預かっているデータと、例えばインターネット上にある外のデータと仮に組み合わせると特定できるのではないかとと言われてしまうと、それはもはや不可能に限りなく近くなってしまいます。そうするともう一回この個人データたるもの、あるいはパーソナルデータを保有している人、保有している組織の行為のあり方であるとか、あるいはそれを違反したときどうかということ、最低限といいますか、最大限といいますか、その技術のこういうことぐらいは組み合わせないといけないのではないかと。これは必要ではないかと思うのですが、今度はデータの定義にいますので、このままでいくと利活用がむしろまた複雑になってしまうのではないかと考えています。

○岡議員 大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 先ほどの滝さんのお話を伺っていて私は思ったのですが、これは複雑になるというよりも、使いにくくなるというふうに断言していいのではないかと率直に思います。例えば現状でグレイゾーンと言われているメールアドレスなんかは典型的ですけれども、グレイゾーンというふうに法律上は先生たちは考えているのかもしれませんが、実務的に言えばメールアドレスが氏名とひも付けられない形で他人の目に触れるような状態になった場合は、実務的にはそれをやってしまった事業者は公に謝罪をしておりますし、そういうことをやると官庁の発注を受けられなくなるとかというような、様々な制裁を現実を受け

ているわけなのです。決して実務的には全然グレーゾーンではなくて、扱いとしては個人情報だという認識でみんな注意して取り扱っているわけです。

それが今後、準個人情報ということになると、法律家が概念をつくるということは、ただ単に遊びでつくるのではなくて、その概念に該当するものに対しては何らかの規制をくっつけようという目的でつくるわけでありますので、これは現在グレーと言われながらある程度自主規制がなされているものに対して公的な規制が入ってくるということ以外を全く意味しないと思うのです。その意味では私は見えていて恐ろしいなと思ったのは、少なくとも端末 ID、メールアドレス、位置データというのは物すごい恐ろしいことになるなど。事業者から見れば、物すごくビジネスがやりにくくなるだろうということが正直思いますので、これはどこかで歯どめをかけておかないと非常に危ういことになると思います。

○岡議長 他いかがでしょうか。安念さん、お願いします。

○安念委員 担当のワーキング・グループの座長として皆さんに伺いたいのですけれども、今、何人かの方から表明された御懸念は全く私もそのとおりでと思っています。特に準個人情報なるものになるかもしれない識別子というのは、例えば端末の ID とかメールアドレスというのは、実は自分で変えようと思ったらいつでも変えられる性質のものなのです。そういうものを本当に保護しなければいけないのか。それ自体を保護しなければいけないのかよくわからない。もちろんこれらの情報は一種のインデックス情報みたいなあれと同じです。指紋みたいなもので、それ自体は何も語らないのだけれども、ひもが1つついてしまうとデータマッチングがぱっとできてしまうという意味では、慎重に扱わなければいけないのはそのとおりでしょうけれども、それ自体としてどうして規制の対象としなければならないのかよくわからないのです。しかもどういう規制の対象にするのかもわからない。

さらにもう一つ言えば、私は率直に言ってこの手の議論を日本でやることにどれだけの意味があるのだろうかと思っています。つまりサーバーをアメリカに置いている会社は幾らだってあるわけです。お金だってそうだけれども、とにかくクリック1つで情報は国境を越えられるのですから、日本でどれだけ規制しようと思ったってできる話ではもともとないのだと思うのです。だからどっちみち国際的にハーモナイズしてしまわざるを得ない。そういうものだと思っています。そのような懸念はこの前、IT 戦略室から担当者が来たときにも伝えておきました。

そこから先なのですけれども、そのような懸念が一応この会議で共有されているとして、今後の進め方なのですが、これはワーキング限りで短冊をつくって向こうとやりとりをして、それはもちろんやるのですが、果たしてそれだけでいいのだろうか。つまり率直に言って、ダンスよりでかい話ですよ。かなり。3けたぐらいでかい話なわけです。だからこれはどんなふうな扱いがよろしいですか。ワーキングならワーキング限りで先ほども申しましたように短冊のやりとりをするということ以外にはないわけですが、もう少し

どうでしょうか。他の委員の皆さんでもいいし、議長、議長代理のお考えでもいいですが、どんなふうに扱ってあげればよろしいのでしょうか。

○岡議長 このテーマは、我々の去年の答申に盛り込んだ重点的フォローアップ案件でもあるわけですし、先ほど金丸さんから非常にシンボリックに言っていただいたように、それが 51 対 49 なのかというところは議論がありますけれども、個人情報の保護と利活用を両立さなければいけないということについて反対する人は誰もいない大変重要なテーマであります。私は、本件についても会議としての意見を取りまとめて発表するぐらいのことはやったらどうかと思いますが、大田さん、いかがですか。

○大田議長代理 私も今日のこれを聞いてにわかに不安になったのですが、6月に大綱決定、公表ですから、急がなければいけないわけです。本当はヒアリングするというのもあるのでしょうかけれども、議長おっしゃるように取り急ぎ意見書を提出する、意見書はワーキング中心につくっていただいて、提出するということが必要最低限だと思います。

○岡議長 滝さん、金丸さん、何かありますか。

○滝委員 非常に心配しております、個人的には総務省の担当責任者にも心配しているということで、心配でもとめられない話で、せっかくの最後のチャンスをつぶす話でありまして、すごく心配しています。よろしくお願いします。

○岡議長 会議として意見を取りまとめる必要があるという御意見ですか。

○滝委員 皆さん、それなりの人の関係を持っておりますので、これは発言をどんどんしていかなければいけないすごく重要な国家的な件だと思っております。

○岡議長 金丸さん、お願いします。

○金丸委員 多分、先方の会議体といいますか、私はそちらの委員でもあつてばつが悪いのですが、規制改革会議とののりしろは、私と滝委員がメンバーに加わっているということで、向こうはそういうふうを考えているのではないかと思います。我々は踏み潰して、任せられないということでワーキング・グループとして動いていただいて、超えて出していただいても一向に構わないと思いますので、是非お願いしたいと思います。

○岡議長 他いかがでしょうか。

○安念委員 別に私は金丸、滝両委員の肩を持つわけではないのだけれども、この事務局案と称するものが結局今日、うちの事務局に説明してもらったものなのですが、あれはたしか4月16日か何かの検討会でほぼ突然出てきたのではなかったですか。そうでしょう。それまで多少フレーバーぐらいはあったのかもしれないけれども、こういう形でかちっとした紙になっていたわけではなくて、急にぽっと出てきた。4分類というのは個人情報、準個人情報、低減データ、そのいずれでもないいわば非個人情報の4分類みたいなものは突然出てきたと認識していて、議論して、その結果として出てきたという認識ではそもそもないのですけれども、違いますか。

○柿原参事官 今まさに安念先生おっしゃったように、16日に事務局からのたたき台とい

うことで出されたものだと聞いております。

なお、議論はその後4月24日にもなされたようなのですが、この事務局案についてはパーソナルデータ検討会で一丸となってこの方向でやりましょうという議論だったというよりは、いろいろな御異論、つまり違う考え方もその場では表明されたように聞いています。

○岡議長 滝さん、どうぞ。

○滝委員 全くびっくりしましたけれども、これは人気のテーマでありまして、委員も30人ぐらいいるのですが、委員以外の人もその何倍も参加してまして、こういう我々みたいなサイドで言う人が本当に、金丸さんは休んでいますので、多勢に無勢という感じで大変心配しています。

○岡議長 松村さん、どうぞ。

○松村委員 先ほどの金丸委員の、自分たちを踏み潰してもというのに対してちょっとだけ懸念をしております。ここには規制改革会議のメンバーが2人入っていて、もし全体で、多数決でOKと言ったのではないか、何故今更規制改革会議が文句言うのかということに決してならないように、仮に少数だったとして孤軍奮闘だったとしても、最後の最後の最後まで頑張って、もし納得しかねる点があれば、自分たちはこれに納得していないということを書いていただきたい。それを規制改革会議がサポートするという形に是非していただきたい。今までの発言からして、当然そうしてくださっているし、今後もそうしてくださると思います。最後まで諦めないで、こういう方向になったとしても、もし反対であれば、あくまでも自分たちは最後まで反対したという強い意志を示していただきたい。

もう一つは利活用と個人情報保護の両方のバランスはもちろん非常に重要なのですが、利活用は直接活用する企業だけではなく消費者というか個人情報を出す側の利益にもなるのであって、利活用は消費者の利益を阻害した上で、企業の利益だけのためにやっているのではないということをして是非強調するようお願いいたします。

情報を出す側の利益に関しては、その出した人が、自分の出した情報から直接に利益を得るケースに限定すべきではありません。そんな類のものであれば、当然同意が得られるから問題ないと言われかねません。情報を出した人が自分の出した情報から直接得られる利益が仮に小さいとしても、皆の情報を集めれば全体として、例えば医療情報等が効率的に使われた結果として医療費が下がる、医療の質が上がることは十分あり得る。いろいろな意味で消費者の利益になる、個人情報を出した人、直接の利益ではないかもしれないけれども、国民全体の利益になるということをして、是非その場でも強調していただきたいし、この規制改革会議でも出していくべきかと思えます。

○大田議長代理 今の松村さんの御意見の前段のほうはおっしゃるとおりではあるのですが、順序から言うと最後まで反対して、その事実をもってこちらから反対するのだと遅いので、この意見書を5月中旬なり下旬なりの会議に資料として提出して議論してもらおうというスケジュールのほうがいいのではないかと思います。

○金丸委員 次は5月20日にあるのです。だからまず5月20日に我々が出席できれば、その席で発言をして、そういう意見を言う。一方で発言だけだとあれなので、何かペーパーを出すというのもあると思うので、規制改革会議のペーパーを持って1つの意見。私と滝委員が例えば2つというとなら3つの意見になるので、5月20日に向けてその考えを取りまとめることがいいのではないかと思います。

○岡議長 事務局、今のやりとりで、方向性とか方針については多分皆さん賛成していただいていると思いますけれども、スケジュールの問題はいかがですか。

○柿原参事官 本会議の日程の関係は、いろいろ先生方の御都合をあらかじめ伺っている日がございますので、その辺の開催を設定して必要な調整を進めることは可能かと思えますので、今の20日ということ念頭に。

○岡議長 安念さん、お願いします。

○安念委員 現段階だと、実は向こうもそんなに法制的に詰めた提案を事務局もしているわけではありませぬので、こちらとてしも日程的なことがありますし、そうそう事務局に負担かけるわけにもいかないので、粗々、つまり端的に言えばお前たちが勝手なことを進めると承知しないぞということの意思表示をとにかくしておくという、あえて言えばそれこそA4、1枚をとりあえず書いて、勝手に暴走するのをストップさせるという意思表示をとりあえずしていくことになるのではないかと思います。そんな感じでよろしいでしょうか。

○金丸委員 そのIT総合戦略本部をかばうわけではないのですけれども、この先生方は先生方で、それぞれの専門分野ですごく熱心に深い議論を長くやっておられるのです。それは理解いただくということが1つ。

あと、先方は先ほどの利活用とパーソナルデータの保護というバランスをとりたいがために、もともと委員のバランスがとれていないことがもっとも私は問題ではないかと思うのですけれども、その中で少ない経済界の中でバランスをとるために、何回も私に特に出席要請があつて、出られなかったもので、この間、ならペーパーでも出してくれませんかということで、先方もバランスはとりたいとは思っているということは御理解いただきたいと思えます。

○岡議長 長谷川さん、どうぞ。

○長谷川委員 もう一つだけ質問なのですけれども、問題になっている準個人情報に例が4つほど挙がっておりますが、この4つに限られるということなのですか。それとも先ほど御説明になったような男女とか年齢とか、そういう概念はどういうふうに思ったらいいでしょうか。

○柿原参事官 それについて言うと、今のところの先方の事務局の案としては、ここにあるようなものを例示して、それに類するというのか、すごくぼやっとどこまでになるのかいまだにわからない。というよりは多分、今、金丸先生からお話があったように、あるい

は安念先生からお話があったように、まだ途中なのだと思うのです。彼らもこういう方法でやると決め切ったわけではなくて、たたき台としてこういうものはどうかということですので、具体的なところは決まっていなからと思います。

○長谷川委員 例えは例示された男女別とか年齢までも準個人情報に入るとすると、有用性は物すごく低くなってくる。

○柿原参事官 おっしゃるとおり、まさに大崎先生も先ほどおっしゃったように、これは仕組まれ方によってほとんど使えない形になってしまいます。

○滝委員 環境をちょっとお話しておきますと、私と金丸さんが本会議に出るのですけれども、実は農業のワーキング・グループというのを裏でものすごく勉強もしているし、議論をしています。あれと同じぐらいかはわかりませんが、専門家、技術集団が存在しているようでございまして、ものすごい議論を重ねてきているようなムードがありまして、意見が出ますと技術集団から応援でばつと何人かから大賛成議論がすごく長時間に出てきて、私たちの質問時間がなくなるぐらいの、そのような環境です。農業のワーキング・グループの反対側みたいな技術集団がありまして、それを事務局も心配しているかもしれません。だから金丸さんに出る出ろというのは多分、同じ立場だから言っているような気がしてなりません。

○岡議長 他いかがですか。よろしいですか。

そうしましたら、本件については、引き続き安念座長のもと、創業・IT等ワーキング・グループで議論を深めていただいて、できれば次回のこの会議でまた議論をして、意見を取りまとめるということにしたいと思ひます。

IT 総合戦略本部の会議が 20 日に予定されているということなので、できればそれまでに意見を出せば効果的だろう。ただ、安念さんが言われたように、時間が余りないので、細部まで詰めたものまでは無理だろうし、先方もそんなに詰めていないようなので、このテーマに関する基本的な考え方、たとえば、先ほど松村さんから御指摘いただいたように、利活用という何となく大企業というイメージがなきにしもあらずですから、国民にとってプラスになるという視点も含めるなど、次回の本会議で会議としての意見を取りまとめることを予定して、それまでの間、ワーキング・グループでさらに議論を深めていただくことにさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○柿原参事官 その前に 1 点だけ事務局から。先ほどの点を補足いたしますと、20 日に間に合うような日程については、先生方の御都合をいただいているので、先生方にお集まりいただくことはできるのですが、公式に開くとなりますと定足数の関係がございまして、その日に定足数をお集まりいただくほど、まだ先生方の御日程が合っていないということがございまして、そこも含めて会議の持ち方について御相談させていただければと思ひます。

○岡議長 わかりました。それは事務的に進めてください。どうしてもそういう日が持て

なければ、先方も 20 日でファイナルではないのでしょうか。

○滝委員 心配なのは、農業ワーキング・グループの反対と同じぐらいの集団の勉強がされているような気がして、ある意味で非常に崇高なというか、技術的に高い議論だと思いますけれども、そういうことで心配は議長、副議長で今、検討しているから待つてよねと、そういう期待感はありますが、安念さんと同じです。

○岡議長 わかりました。

○柿原参事官 たびたび済みません。先生方の御日程を既にいただいでいて、公式としては 5 月 22 日を既にいただいでおりますので、その日に開くことは可能となっております。

○岡議長 22 日では 20 日に間に合わないですね。

○金丸委員 そうですね。今回 20 日に今の方向性について懸念を表明しておくという、先ほど安念先生がおっしゃったことは重要なことだと思うのです。だから私は安念先生に負荷をかぶせてしまいますが、ワーキング・グループに今回の 5 月 20 日のペーパーづくりは一任して、言いたいことがあれば安念先生のところに皆さんがお届けになるということのほうが効果的ではないかと私は思うのですが、どうでしょうか。

○安念委員 それはお指図次第。議長がこうしろとおっしゃるなら。

○金丸委員 それを今日決めればいいのではないですか。

○安念委員 では段取りは議長が決めてくだされば、そのようにいたします。それでももちろん対応いたします。

○岡議長 それでは、今の皆さんの御意見を聴いて、20 日のその会議にワーキング・グループの見解をベースとした本当に粗々のペーパーをつくっていただいで、その後、22 日の本会議でさらに肉付けして、会議の意見として公表する。こういう進め方でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。浦野さん、どうぞ。

○浦野委員 そういうことであれば 1 つだけ加えていただきたいのですが、今までの議論の中に含意はされていたのですが、企業対消費者とか、消費者のためにあるということ以前に、これは学術的な研究対象といいますか、その分野はすごく大きいのです。例えば経営学とかマーケティングとか。そういった先生方は今これを注目して見ているのです。自分たちが本当にどこまで使えるのかということに対して。

もしこんな枠がはまると先生方は怖くて触れないみたいなところが出てくると思うので、これは企業のもちろん直接のということもあるかもしれませんが、学術的に今後どう活用されるかというのは我々素人には全く読めない、かなり深い世界があると思うのです。特に深層心理の分析とか、行動心理学の分析とか、ですからそういう部分の可能性も含めて是非変えていただければと思います。

○岡議長 おっしゃるとおりで、先ほどの私の発言は「国民の視点も忘れないで」ということであって、企業の利活用というのは大変幅広いと思います。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 具体的な意見のたたき台はもちろんワーキングでおつくりいただくということだと思っておりますが、是非入れていただきたい視点をこの場でせつかくですので1個、2個申し上げさせていただきます。

1つは現在事業者がやっているような利活用に対する制限よりも強い制限がかからないようにということ、まず第1に押さえておいていただきたいということと、もう一つは個人特定性低減データみたいな発想が出てくるときに、これは何か特定の技術を使った場合にのみよしとするような、そういう仕組みにしないことを是非やっていただきたいことの、この2つは是非とも方針に盛り込んでいただきたいと思います。

○安念委員 特に後者の件は私もワーキングで申しました。この世界は3年か5年たつと古代史になってしまうので、今の段階で技術を決め打ちしてこれで行けというのはとても危険だということは申しておきました。もちろん書きます。

○岡議長 長谷川さん、どうぞ。

○長谷川委員 すごく短く1点だけ。

今、消費者と企業という視点でずっと語られたと思いますが、実はこのオープンデータとかビックデータという問題は、私たちジャーナリズムの世界でもすごく注目されている問題なのです。これはデータジャーナリズムという言葉があるのですが、簡単に言うと社会学みたいなもので、例えば病院のデータを物すごくたくさん集めてきて、男女、年齢を見ると、要するにどういう病気がどこの地域の病院だと治りやすいかというものを比較対象して、要するに実は無駄な治療というのは相当行われているのではないかと、そういうすごくジャーナリズムの世界で指摘するのにビックデータ、オープンデータを活用して、ある種の一定の法則性を見て提言していくという世界がアメリカなんかではすごくあるのです。

だから非常に単純に考えると、ジャーナリズムだから個人情報にみんな守れで大反対かということ、実は世界の流れは違っていて、要するにマスとしてのデータを使って、新しいトレンドを発見していこうという方向に今なりつつあるということです。

○岡議長 ありがとうございます。

ジャーナリズムの視点からも多分そうだと思いますし、そういうデータを使って各省庁がやるべきことをやっていただければもっとよろしいのではないかという思いが個人的にあります。いずれにせよ、こういうデータをいろんなところに有効活用するということだと思います。安念さん、残り時間がございませんが、今の長谷川さんの視点も含めてまとめていただければと思います。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 グレーゾーンに関してなのですが、本来、今回はグレーゾーンを解消しようというふうになっているのに、枠をつくとまたグレーゾーンがふえますね。だから本来の目的に全く沿っていないと思うのです。ですからグレーゾーンを解消するという

本来の目的に沿った形の制度設計にしてもらわないと、定義がふえれば当然グレーゾーンがふえてしまいますので、だから改革の方向性自体が間違っていると思います。

○岡議長 どなたかが言うておられました、大分類でグレーゾーンがあるので、中分類をつくれれば解消されると思ったら、また新たなグレーゾーンができるということだと思います。

それでは、本件については、今申し上げたような形で、ワーキング・グループの皆さんには御負担があらうかと思いますが、何とか20日までにまとめていただいて、滝委員、金丸委員に20日の会議でうまく使っていただくと同時に、22日の本会議で会議としての意見を取りまとめて公表するという進め方をしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、議題3に移ります。規制改革ホットラインについて事務局から説明をお願いいたします。

○柿原参事官 資料3-1を御覧ください。ホットライン対策チームでの御審議を経まして、各ワーキング・グループでさらに精査・検討を要する提案事項を御報告いたします。

そこにありますとおり、2月8日から3月31日までに関係省庁から回答を得た提案事項は91件ございましたが、対策チームによる精査・検討の結果、雇用ワーキング・グループはそこにありますとおり13件、うち1つ◎が7番にございますが、これは雇用ワーキングで御検討いただいている項目と直接関連するものでございます。○は直接関連するものではありませんが、事務局で精査した結果をワーキングに御報告するというところでございます。

同様に創業・ITワーキングは3項目で、うち1つが◎。

裏をめぐっていただきまして、農業ワーキング関係が4項目、◎が2項目でございます。

貿易・投資ワーキングが、4項目いずれも○ということでございます。

それぞれの個別の内容につきましては、その後にあります別添を御確認ください。

続きまして横紙、資料3-2でございます。これまでのホットラインの処理状況ですが、まず去年3月からの受付件数の累計が2,380件になっております。4月末現在の関係省庁への検討要請状況ですが、前回御報告したのものから新たに6件御報告が追加されております。累計としては1,337件です。なお、注3にありますとおり、この1,337件のうち所管省庁から回答がありましたのは1,102件となっております。新たなものの項目名については次の紙にございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問があれば、いかかでしょうか。佐久間さん、何かございましたらお願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今回はいつも非常に多い創業・IT等ワーキング・グループ関係は比較的数が少なく、

雇用ワーキングが多い。その中身もある意味では現行の枠組みについての要望ということ
です。さらに、その出し元が自動車工業会、損害保険協会等、業界団体からある意味では
非常に現実的に困っているというところに根づいたものが来ているという状況かと思いま
す。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

御意見、御質問ございませんか。

それでは、最後に事務局から補足があればお願いいたします。

○柿原参事官 次回の本会議は5月22日を予定しております。詳細は追って御連絡いたし
ます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、これにて会議を終了いたします。